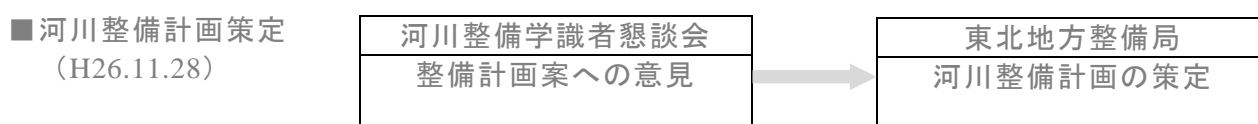


# 雄物川水系河川整備学識者懇談会

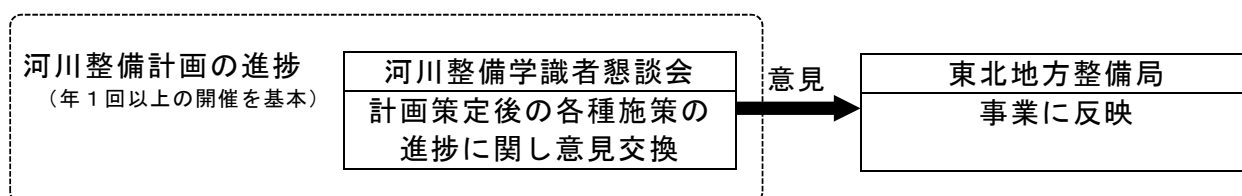
## ～今後の懇談会の進め方について～



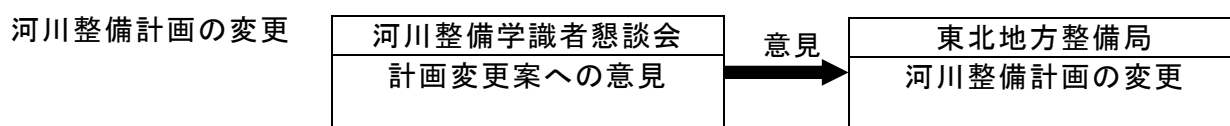
■ 河川整備計画（大臣管理区間）の点検について

（開催趣旨）

河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるように、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであるため、各種施策・事業の進捗状況について説明し、ご意見を伺うものである。



流域の社会情勢の変化等により変更する必要がある場合



■ 事業評価（事業再評価、事後評価）の審議について

（開催趣旨）

事業再評価・・・事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

事業採択や河川整備計画の策定後3年目に実施を基本とする。

事後評価・・・事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

事業完了後5年以内に実施を基本とする。

